

## 運営審議会諮問事項調書2

## 本人外収集に関する事項

項 目	内 容
業務・事業の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金事業
収集の相手方	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第6条の規定に基づく都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を管理する町村(以下「都道府県等」という。)
収集する個人情報項目	対象者に係る給付金の支給状況
本人以外のものから収集する理由	申請者が給付金のうち支給しようとしているものと同一のものの給付を既に受けている者に該当しないことを確認するため、令和2年度補正予算(第2号)成立日以降に転入してきた支給対象者に対する給付金の支給(児童扶養手当受給者への基本給付の支給を除く。)を墨田区が行うときは、転入前の住所地の都道府県等から給付金の支給を受けていないことを確認する必要がある。
収集の方法	原則、電話での聞き取りを予定している。
本人通知	<p>できる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由)</p> <p>本人外収集したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。</p>
備考	
問合せ先	子ども・子育て支援部 子育て支援課

## 目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
目的外利用される個人情報記録の名称及び項目	記 録 名	項 目
	1 児童扶養手当受給者台帳 (子ども・子育て支援部子育て支援課保有)	別紙のとおり
2 児童育成手当受給者台帳 (子ども・子育て支援部子育て支援課保有)	児童育成手当の受給者氏名、生年月日、住所、郵便番号、性別	
目的外利用する業務・事業の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金事業	
目的外利用の必要性	<p>本件給付金の法的性質は民法上の贈与契約(民法第549条)であり、墨田区から児童扶養手当受給者への基本給付の支給を行うに当たっては、対象者への給付金の支給申込みに係る案内を送付する必要がある。また、振り込みが完了した者については、支払通知を送付する予定である。さらに、給付金の振り込みは、児童扶養手当の6月分の振込口座にするため、給付金を振り込むに当たって児童扶養手当口座情報を利用する必要がある。</p> <p>公的年金給付等受給者で、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていないものについても、住所を把握しているものに、案内及び申請書等を送付する必要がある。また、振り込みが完了した者については審査結果兼支払通知を、申請内容を審査した結果、要件を満たさなかった者には審査結果通知を送付する予定である。</p> <p>家計急変者に係る基本給付の支給を行うに当たり、児童扶養手当全部支給停止者(公的年金を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者を除く。)については、家計急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額未満になったときは、申請に基づき本給付金の支給を受けることができるので、これらの者に案内及び申請書等を送付する必要がある。その後、振り込みが完了した者については審査結果兼支払通知を、申請内容を審査した結果、要件を満たさなかった者には審査結果通知を送付する予定である。</p> <p>また、児童育成手当(区制度)は、児童扶養手当(国制度)と同様にひとり親に対する手当であり、かつ所得制限が児童扶養手当より緩やかで児童扶養手当に比べて受給者が多い手当であるが、児童育成手当のみを受給している者についても、家計急変者への基本給付の支給要件に該当する可能性があるため、案内及び申請書等を送付する必要がある。</p>	
目的外利用の方法	<p>児童扶養手当受給者台帳から、給付金の支給対象者を抽出し、同一端末内で利用する給付金に係るシステムへ対象者の氏名、住所、口座等の情報を登録し、給付金の受給者台帳を作成する。この受給者台帳を基に、児童扶養手当受給者への支給案内通知等の送付及び給付金の振り込みを行う。</p> <p>また、家計急変者に該当する可能性がある者を把握するため、児童扶養手当受給者台帳から作成した児童扶養手当全部支給停止者のリスト及び児童育成手当受給者台帳から作成した児童育成手当の受給者のリストを同一端末内で照合し、児童育成手当のみを受給している者を抽出し、これらの基に案内及び申請書等を送付する。</p>	

本人通知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない(その理由) 支給対象者については、目的外利用したことを案内に記載し、送付する。
備考	
問合せ先	子ども・子育て支援部 子育て支援課

## 外部提供に関する事項

項 目	内 容	
外部提供する個人情報記録名及び個人情報の項目	記録名	ひとり親世帯臨時特別給付金受給者台帳
	項目	対象者に係る給付金の支給状況
外部提供する業務・事業の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金事業	
外部提供の相手方	都道府県等	
外部提供の理由	申請者が給付金のうち支給しようとしているものと同一のものの給付を既に受けている者に該当しないことを確認するため、令和2年度補正予算（第2号）成立日以降に墨田区から転出した支給対象者について、転出先の都道府県等から墨田区での給付金の支給状況について照会を受けることが想定される。この場合は当該者に関する給付金の支給状況等を外部提供する必要がある。	
提供の方法	原則、電話での照会に対する回答により提供することを予定している。	
本人通知	<p>できる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由）</p> <p>外部提供したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。</p>	
備考		
問合せ先	子ども・子育て支援部 子育て支援課	